

平成26年10月1日制定

第7次

行政改革大綱

(計画期間：平成26年度～平成30年度)

弟子屈町

目 次

第 1	はじめに	P 2
第 2	行政改革推進本部の検討体制	P 3 ~ P 4
第 3	行政改革推進検討項目	P 5 ~ P 7
1	公共施設の適正化	P 5
2	執務環境の向上	P 6
3	前期（第 6 次）行革改革の検証	P 7
4	その他	P 7

第1 はじめに

国と地方公共団体の分担すべき役割を明確にした、地方分権改革推進法が平成19年4月に施行され、地方公共団体は自主性、自立性を高めながら自らの判断と責任において行政運営を促進することが求められました。これによって地方は、行政の簡素化、効率化を推進していく責務があり、行財政の改革を推進していくとともに、住民のニーズに応えるために必要な対策を講じながら、行政の体制づくり、整備を進める必要があります。

現在、日本全体の人口は減少へと転じており、成長社会から熟成社会へと転換が急がれる中、東日本大震災の発生やそれを起因とする原発事故発生によって、安全神話の崩壊とエネルギー問題、更には自然環境との共生、生活基盤の改善など、社会に突き付けられた課題が、国民への一層の負担を強いる状況となってきました。

このような状況の中で、地域のコミュニティーを維持し、本町の持続的な発展、地域の活性化に向けて、自分たちの住むまちの資源を見つめなおし、地に足の着いた自立したまちの戦略を考え実行していくことが求められています。

本町では、弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例に基づき、まちづくりの最上位計画として、平成24年度から10年間の長期的視点に立った理想の姿の実現のために「第5次弟子屈町総合計画」を策定し、町民一丸となって年次計画の実施に取り組んでいるところです。

また、この最上位計画の下、庁舎内の経費の軽減、スリム化、効率化を図るべく、弟子屈町行政改革推進本部設置要綱に基づき、この度、第7次行政改革大綱を策定し、住民サービスの向上と足腰の強い行財政の構築を目指したいと考えております。

弟子屈町では、第1次から第6次（昭和60年度～平成25年度）までの6次にわたる行政改革大綱に基づく検討により、『事務事業の見直し』、『組織・機構の簡素化、合理化』、『職員定数の見直し』、『民間委託・事務のOA化』など、種々、議論を重ね、バブル崩壊以後の社会情勢の変化による景気の低迷や三位一体の改革などによる厳しい財政状況下においても、行政サービスの低下を招かぬよう、行政改革を押し進めてきたところです。

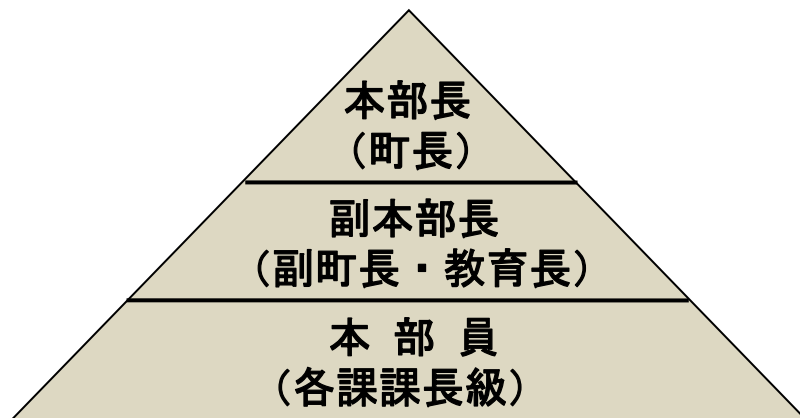
第7次行政改革では、第1次から第6次までの推進経過を踏まえつつ、現在、行政に求められている、より具体的な課題に着目し、行政の更なるスリム化と同時に満足度の高い住民サービスを提供することにより「第5次弟子屈町総合計画」に掲げる『水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち』の実現に向け、持続的な行政運営を行っていきます。

平成26年10月

2 行政改革推進本部の検討体制

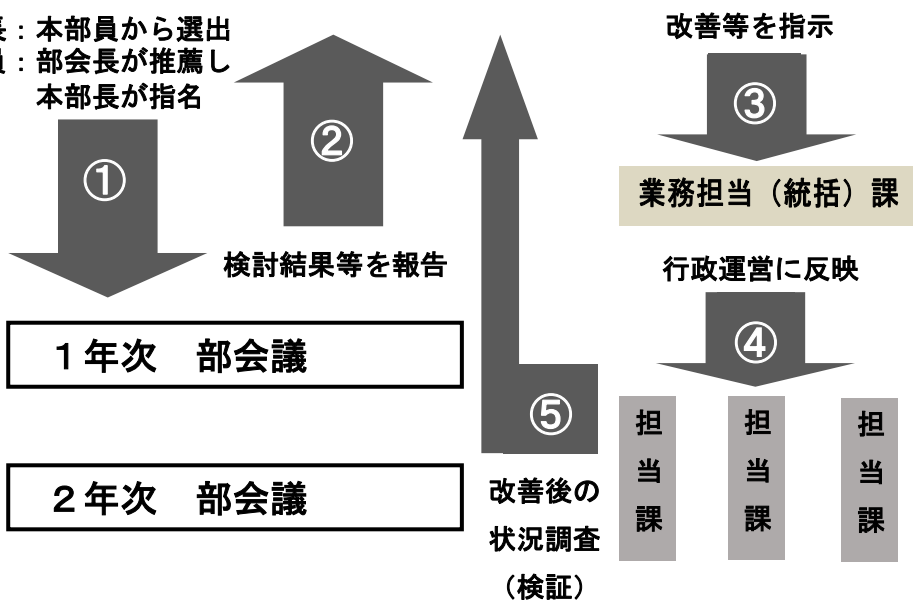
第7次行政改革推進本部（行政改革推進体制と進行管理）

本部員会議



部会長：本部員から選出
部会員：部会長が推薦し
本部長が指名

部会議（プロジェクトチーム）



《組織》

- 町長、副町長、教育長、各課課長級で組織（課長会議と同じメンバー）

《役割》

- 行政改革大綱の策定、改定
- 部会に検討課題を指令
- 部会からの検討結果の承認
- 承認した検討結果に基づき、業務（統括）担当課等に改善を指示
- 各課等へ改善後の現況調査
- 検証作業及び検証結果のまとめ

《組織》

- 本部員会議の指令により、部会議を組織
- 部会長は本部員会議で本部員の中から選出（検討項目は関連性が高い課の課長）
- 部会員は部会長が推薦し、本部長が指名

《役割》

- 本部員会議の指令により、課題検討
- 検証方法（案）の検討
- 検討結果及び検証方法（案）を本部員会議へ報告

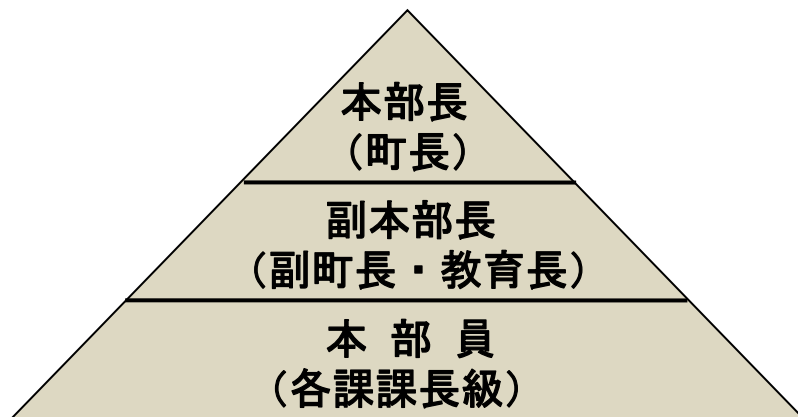
《その他》

- 検討結果等が本部員会議で承認された段階で部会は解散

第6次及び第7次行革における組織の比較

《第7次》

本部員会議



1年次 部会議

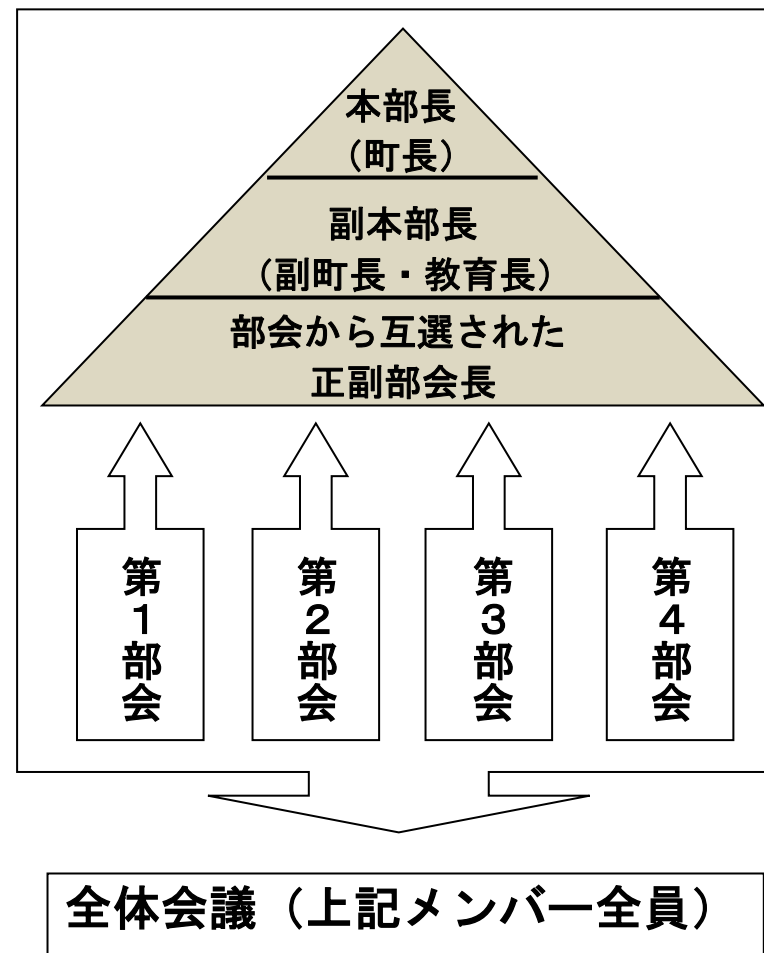
2年次 部会議

部会議

設定なし

全体会議

《第6次》



第3 行政改革推進検討項目

1 公共施設の適正化

本町の人口は現在8千人を切り、公的機関の人口推計では2040年には4,800人程度まで落ち込み、高齢化率も今よりも更に上昇すると推計される中、公共施設の配置数や役割などについては、人口減少と年齢構成に応じた見直しが求められる時期に来ている。

町が保有する公共施設の多くは、建設から30年程度が経過し老朽化が進み、倒壊等により人命に影響を及ぼす危険性が懸念されることから、今後は施設の大規模改修など、維持に要する費用はますます増加することが見込まれる。一方で、人口減少によって町税及び地方交付税などの歳入は減少が想定され、今以上に厳しい財政状況となることは必至である。

財政状況と社会環境の変化や地域の特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定を両立させるため、住民のニーズを考慮しながら、多角的な観点から真に必要な施設の選定及び施設を最大限活用できる運用方法について検討を行う。

《検討事項 公共施設マネジメント》

(1) 現状

道路、橋梁などのインフラを含む公共施設の老朽化が進み、施設の更新を余儀なくされる時期にきており、将来推計人口及び高齢化率の上昇を踏まえた、公共施設全体の存続、廃止などの判断が必要。

(2) 問題点

- ①インフラ、公共施設の現況（改修、更新時期）が管理されていないため、その都度、場当たりに改修等を行っている。
- ②更新計画がないため、将来負担の見通しが立たない。
- ③人口減少によって歳入減少が想定される中、複数施設を単年度で更新することは財政上困難であるため、公共施設の更新時期・費用を計画的に平準化させる必要がある。
- ④財政状況、人口規模、住民ニーズに対応した公共施設数となっているか、調査が必要。

(3) 想定される検討項目

- ①町保有のインフラ、公共施設の現況把握。
- ②公共施設の長期的な整備維持管理計画の策定。
- ③地域特性や将来推計人口に応じた適切な施設配置及び役割の再確認。
- ④整備活用方針の策定。
- ⑤各施設の廃止や統合、更新計画、管理運営の方法の検討。

2 執務環境の向上

現在、本町の公文書の管理については、文書管理規程及び弟子屈町歴史的文書保存要綱に基づき行っている。

文書管理規程では、文書綴りごとに保存年限を設定の上、各課で保管、廃棄を行っている一方、弟子屈町歴史的文書保存要綱では、保存期間が満了した文書を担当課へ引き渡し、選別の上保存することとなっており、制度不都合が生じている。

また、種類の現況としては、歴史的文書を含む永年保存文書が増加し、保管場所が狭小となっているほか、廃棄予定年度を経過した文書の未整理状態が見受けられ、更には組織再編により文書の引継が未済や保管先の不明など、様々な問題が浮き彫りとなり、事実上適正な文書管理とは言い難い状況となっている。

国においては平成21年度に「公文書等の管理に関する法律」が成立し、行政機関及び独立行政法人における公文書の管理について、統一的・包括的な基本ルールが定められた。この法律は、現時点では努力義務であるものの、地方公共団体においても法の趣旨に則った適正な管理を促す項目が盛り込まれている。

このことから、町の文書管理について検討を行い、適正化に努める。

《検討事項 公文書の管理方法・職場環境の快適化等》

(1) 現状

文書管理に係る制度設計が不十分であり、文書が未整理となっている。また、国の法律の趣旨に対応した文書管理が求められる。

また、事務所内での文書の保管が乱雑で、規則的な保管管理の方法が未整備であり、職場環境の改善が必要となっている。

(2) 問題点

- ①文書が乱雑に保管されており、業務担当者でなければ、文書の保管先が分からないといった状況により、一般事務における書類の確認作業や文書の要求があった際に、迅速な開示等が困難な状況にある。
- ②保管場所が狭小となっており、適正な保管ができない。また、根本的な保管場所の不足。
- ③文書の廃棄などが適正に行われていないため、未廃棄文書が溜る一方。
- ④歴史的文書の選別に苦慮している。
- ⑤「公文書等の管理に関する法律」の解釈、運用をどの様に進めるべきか。

(3) 想定される検討項目

- ①住民が利用、閲覧しやすい公文書の適正な管理方法の検討。
- ②文書管理の総合的な保存サイクル及びシステム化、電子化の構築。
- ③歴史的文書の選別、保存、公開方法の検討。
- ④文書管理規程の改定又は条例化。
- ⑤フロアにおける文書保管のシステム化、美観の確保。

3 前期（第6次）行政改革の検証

平成25年度末をもって完了した前期（第6次）行政改革における調査及び検証については必要に応じて本部員会議において協議し、実施の可否を決定する。

4 その他

計画期間内に検討を要する事項が発生した場合は、本部員会議において協議をした上で採用の可否を決定する。

検討事項として採用した項目については、推進体制に基づき、新たな部会を設置して検討を行う。